会 議 録

会議の名称	平成28年度 第1回桶川市いじめ対策委員会
開催日時	平成28年8月26日(金) (開会)午後1時30分・(閉会)午後3時
開催場所	桶川市役所仮設庁舎会議室303
出席委員	5名
欠席委員	0名
事務局職員	2名
議題	1 開会 2 学校支援課長あいさつ 3 協議 (1) 桶川市のいじめに係る現状 (2) 緊急対応マニュアルの策定 (3) その他 (4) 平成28年度の予定 4 閉会
配付資料	次第 桶川市のいじめに係る現状 重大事態に係る調査について(案) 平成28年度の予定(案)

議事の内 容

- 1 開会
- 2 あいさつ 学校支援課長
- 3 協議
- (1) 桶川市のいじめに係る現状
 - 事務局が資料に基づき、本市のいじめに係る現状について報告した。

委員:継続支援中というのは、どのようなことか。

事務局:指導により一定の解消がなされ、いじめの行為はなくなったが、いじめを受けた児童生徒が不安を拭いきれず、学校が継続して見守りを行っている状態である。心理的な不安の解消に至っていないケースについては、声かけ、見守りを行うなど、継続した支援を行う。

委員:(平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(以下、問題行動等調査という。)結果について、)認知したいじめの状況や指導内容について知ることは可能か。

事務局:文部科学省の調査であるため、各学校から報告された数字である。 次ページにあるような学校の生活アンケート(以下、アンケートという。)を市で独自で行っているが、これについては毎回、認知されたいじめの状況や学年、性別、解消の有無等の事実についての報告を受けている。それ以上の詳しい報告を学校に義務付けていない。

委員:いじめの態様の中で、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、 捨てられたりするというのは、すでに窃盗、器物損壊のレベルの話 だと思う。金品をたかられるというのも、脅迫や恐喝であろう。単 純なからかいや冷やかしとは次元の違う、犯罪性の高い話ではない かと思うが、どのくらいの金品や、何を壊されたという具体的なこ とは分かるのか。

事務局:金品の金ではなくて品物の方、持ち物を隠されたということで、学校から報告されている。もちろん、物でも隠すことはよくないが、 窃盗や、金品の過度な要求には該当しないという判断である。(問題 行動等調査のいじめの態様としての区分が)「金品」となっているため、この欄に計上した。

委員長:平成27年度の問題行動等調査で、中学校に継続支援中のものがあるが、本年度1学期のアンケートにある継続支援中に含まれているか。

事務局: 当該生徒が中学校3年生であったため、卒業により支援ができなくなった。そのため、本年度1学期の調査結果には計上されていない。この件については、本来であれば継続して支援していく内容だが、学籍がなくなったため、調査上は計上されない。

委員長:本年度6月に行ったアンケートについては、子供たちが回答したものを学校が集計した結果という捉えでよいか。

事務局:集計し、その中から一つ一つ子供たちに状況等の詳細を確認し、それがいじめに該当するかどうかを学校が判断する。いじめとして認知したものが報告される。

委員: いじめの態様については複数選択となっているが、重複している事 案はどれか。

事務局:「冷やかしやからかい」と「軽くぶつかられた」が重複している。

委員長:「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。」は以前からあったかと思うが、平成27年度問題行動等調査において、中学校では前年度に比して増加している。本年度1学期のアンケートにおける状況はそれほどでもない。本市では、パソコン携帯等を使ったいじめは増加傾向にあるか。または、特徴的な数字は出ておらず、これまでどおりか。

事務局:率直に申し上げると、不明である。本年度1学期のアンケート結果にあるものは、子供たちの訴えを基に把握しているものなので、訴えがないと分からない。また、本市ではネットパトロール等を行っているが、SNS等の個別のものにはチェックできないものもある。学校も当然、チェックできない。本人や周囲の者の訴えがないと、誹謗中傷の類は分からないのが現状だ。そこを把握することが課題ともいえる。ただ、携帯電話を使用する児童生徒が多くいることは事実であるため、このような事案が報告されることは当然、想定しておかねばならないと考える。

委員長: 匿名がまかり通る世の中になっているので、微妙なところが分らな

いというのが犯罪につながることもあるかと思う。

委 員:アンケート結果も数字だけで、簡単ないじめの態様だけで、内容の 報告はないのか。

事務局: 先ほどと同様、学校からはいじめの状況や指導の経緯等の報告を受けている。内容の詳細が必要だという意見があれば、事務局は資料を提示するかどうかを検討する。

委員長:いじめの内容について報告させた方がよいかどうか。学校は一つの 組織体として状況を把握した上で報告しているわけだが、詳細まで すべて把握したものをそのまま教育委員会に提出していない状況で ある。知ることは大変結構なことだが、すべて報告することになる と、教育委員会でも全てを確認しなければならない。その手間を考 慮すると、今の形がよいかと思うが、いかがか。

委員:これはあくまでアンケートなので、アンケートの書式に従って回答している。その中で、問題性の度合いが見えてこない気がする。犯罪性の高いような事案は質が違う。そのような度合いの差や気にかかるような部分は、何らかの対応があってもよい。

委員長:例えば、いじめの態様のところで、5つ目の区分については具体的 な説明を付して報告させるというようなことか。

委員:仲間はずれとは違い、金品をたかられる等は深刻さの度合いが違う。

委員長:冷やかしやからかい等については詳細は不要だが、法に触れるよう なものについては説明を付して報告させるということでよいか。

委 員:殴る、蹴るという行為もきつい。その辺りの軽重をつけるようなも のがあってもよいかと思う。

事務局: 貴重なご意見だが、重大事態かどうかという点での議論である。犯罪に触れるようなもの分けて報告させることについて、学校と調整していく。

委員長:この辺りを工夫することで抑止力となる上、もし重大事態であった 場合に速やかな対応につながると思うが、いかがか。 委員:金品のたかりの場合、ある日突然百万円よこせとなるのではなく、 百円のガムを持って来いから始まり、大きな金額に移行していく期間がある。そのような初期段階で把握することが抑止やその後の注意につながると思う。

委員長:学校から報告の際には、重大事態や法に触れそうな件については、 何らかの説明を付すという方向で、事務局に依頼する。

- (2) 緊急対応マニュアルの策定
 - ・ 事務局がマニュアルの策定について説明した後、事務局(案)を基に、 委員が策定作業を行った。
- (3) その他

委員長:全体をとおして意見があれば伺いたい。

- 委員からの質疑・意見なし
- (4) 平成28年度の予定
 - ・事務局が資料を用いながら、平成28年度の予定について説明した。
- 4 閉会

以上